

# 一般建築物石綿含有建材調査者講習

## 修了試験（全科目）

### 科目 I 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識

問1. 「調査目的別の主な内容」に関する記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 石綿調査種別に維持管理のための建築物調査はない。
- (2) 改修、解体の事前調査では、取り外し調査まで行わなくて良い。
- (3) 改修、解体の事前調査では、対象とする石綿含有建材は、すべての建材が対象である。
- (4) 改修、解体の事前調査では、高所・有毒ガスなどの危険区域では保護具を付けて調査する。

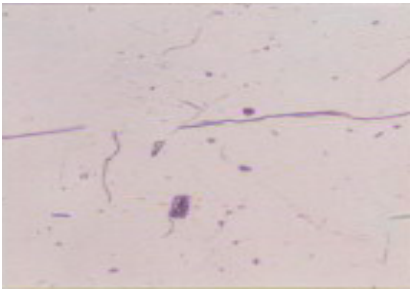
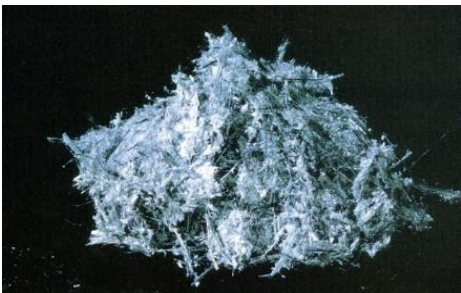
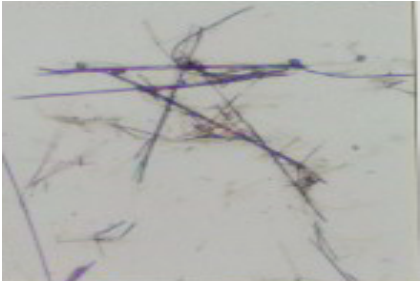
問2. 「石綿ばく露と石綿関連疾患の発症」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 石綿肺は、石綿粉じんを大量に吸引することによって起こるびまん性間質性肺線維症である。
- (2) 胸膜プラークは、胸部エックス線検査では、通常、石綿ばく露開始から数年で認められるようになり、次第に石灰化する。
- (3) 中皮種は、石綿肺や石綿肺がんよりも低濃度のばく露でも発症することが知られている。
- (4) 肺がん死亡率は石綿累積ばく露量(ばく露濃度×ばく露年数)に比例する。

問3. 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

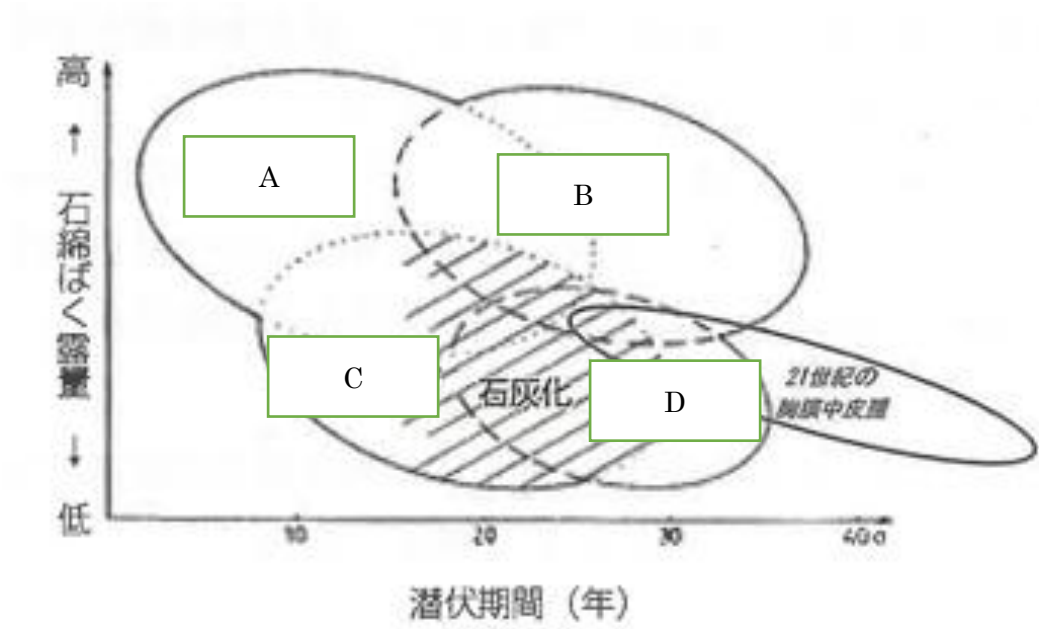
- (1) 作業を行わない静かな部屋では、空気中の石綿は自然沈降により床面に堆積するが、その部屋で作業を行うと床面の堆積物が再飛散し、おおむねこの再飛散により3倍程度に石綿の気中濃度が上昇するという報告がある。
- (2) 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の建物利用者年齢からの優先度では、子供が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。
- (3) 中皮腫の死亡率は石綿累積ばく露量（ばく露濃度×ばく露年数）の影響が大きく経過年数の影響は小さい。
- (4) 建築物に使用されている吹付け石綿の目視による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確でない。

問 4. 石綿の原綿及び顕微鏡写真を示す。A、B、C の名称を①～④の中から選べ。

|   | 原綿                                                                                  | 光学顕微鏡写真                                                                              |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| A |    |    |
| B |   |    |
| C |  |  |

- |   |         |         |         |
|---|---------|---------|---------|
|   | A       | B       | C       |
| ① | アモサイト   | クロシドライト | クリソタイル  |
| ② | クロシドライト | クリソタイル  | アモサイト   |
| ③ | クリソタイル  | アモサイト   | クロシドライト |
| ④ | クリソタイル  | クロシドライト | アモサイト   |

問5. 石綿関連疾患の石綿ばく露量と潜伏期間の関係を示した図で、A～B の当てはまる疾患を①～④の中から選べ。



引用 独立行政法人環境再生保全機構「石綿と健康被害」  
第14版、2021年  
石綿粉じんのばく露量と潜伏期間  
出典：Bohling,H & Otto,H (1975)  
Asbest und Mesotheliom を一部修正加筆

- |   |        |        |        |        |
|---|--------|--------|--------|--------|
|   | A      | B      | C      | D      |
| ① | 肺がん    | 胸膜プラーク | 中皮種    | 石綿肺    |
| ② | 石綿肺    | 肺がん    | 胸膜プラーク | 中皮種    |
| ③ | 胸膜プラーク | 中皮種    | 石綿肺    | 肺がん    |
| ④ | 中皮種    | 石綿肺    | 肺がん    | 胸膜プラーク |

## 科目 II 石綿含有建材調査に関する基礎知識

問6 「大気汚染防止法」に関する記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 大防法は、制定当初から、石綿含有建材が含まれていた。
- (2) 建築物等の解体・改修工事等における石綿飛散防止対策強化のため、令和2年6月に「大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）」が公布された。
- (3) 大防法において、解体等の発注者又は自主施工者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられている。
- (4) 大防法の規制の対象作業は、特定建築材料を含むすべての材料が対象である。

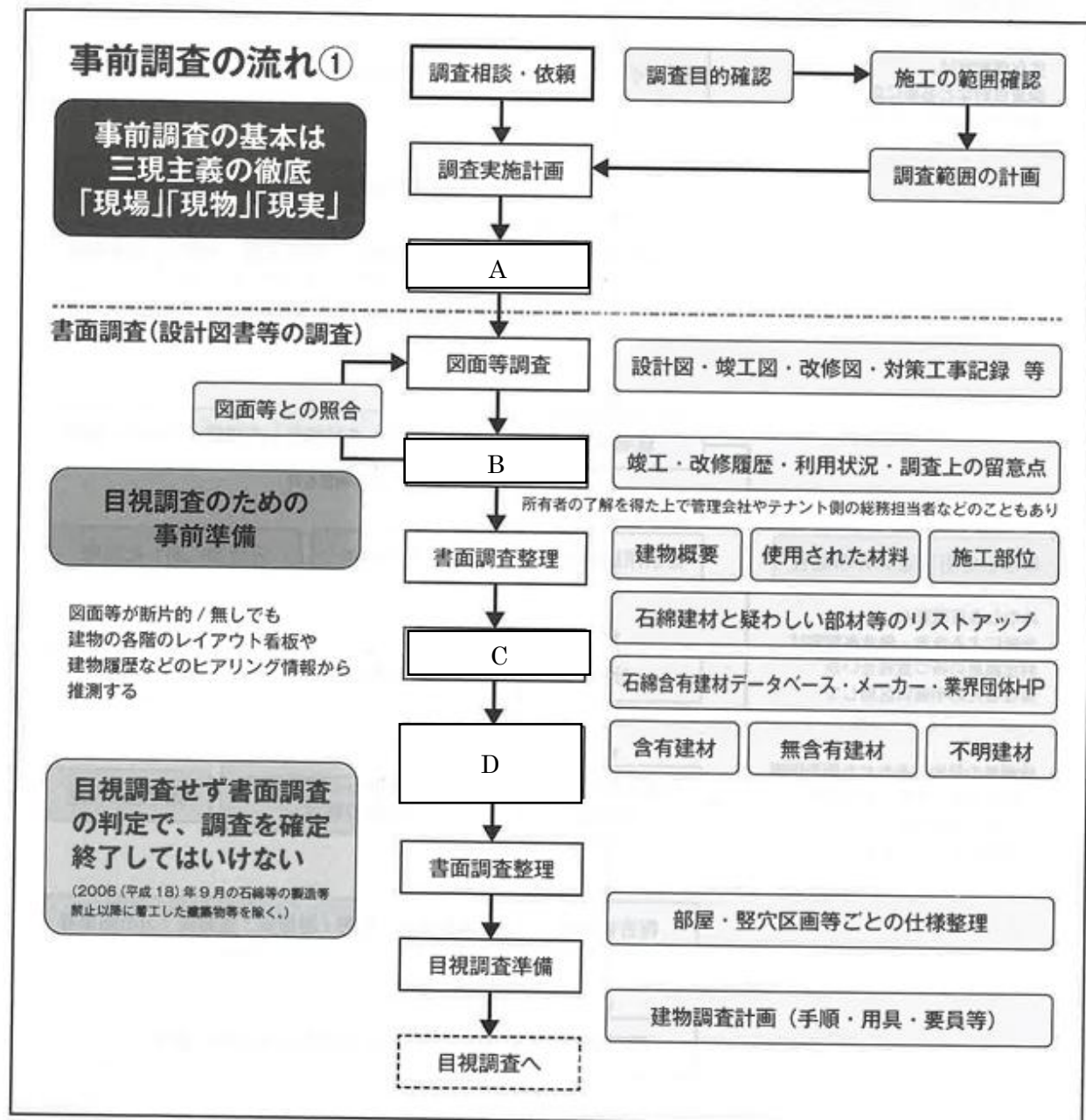
問7 「建築基準法およびその他関係法令」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）では、建築物等の分別解体等のための調査が義務づけられている。
- (2) 2010年の建設リサイクル法改正施行規則では、「内装材に木材が含まれる場合は、木材と一体となったせっこうボードその他の建設資材(木材が分別の支障になるもの)をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない」ことが追加された。
- (3) 建設リサイクル法施行規則第2条第1項第1号において、対象建設工事は、工事着手の7日前までに元請業者から都道府県知事に届出が必要となる。
- (4) 建設リサイクル法対象となる解体工事は、施行規則第2条により分別解体の手順が定められている。

問8 「石綿含有建材調査者」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 石綿を使用した製品は、約3,000種類にも及ぶと言われている。
- (2) 引き続き建築物を使用する場合は、地震災害時、建物損傷により建材の劣化有無にかかわらず、石綿飛散の可能性があっても、極めて安定性が高く、石綿飛散が少ない場合でも、原則としてすべての場所を調査する。
- (3) 解体・改修工事の施工者や建築物の所有者などは、調査者の実施した調査結果に基づいて、施工方法を決定したり、石綿含有建材に対する対策を講じる。
- (4) 現状の劣化はそれほどでもないが、今後劣化・損傷の恐れがある場合や、接触などにより損傷の恐れある場合、定期的なモニタリングや管理が必要である。

問9. 下記に事前調査の流れを示す。A～Dに該当する項目を①～④の中から選べ。



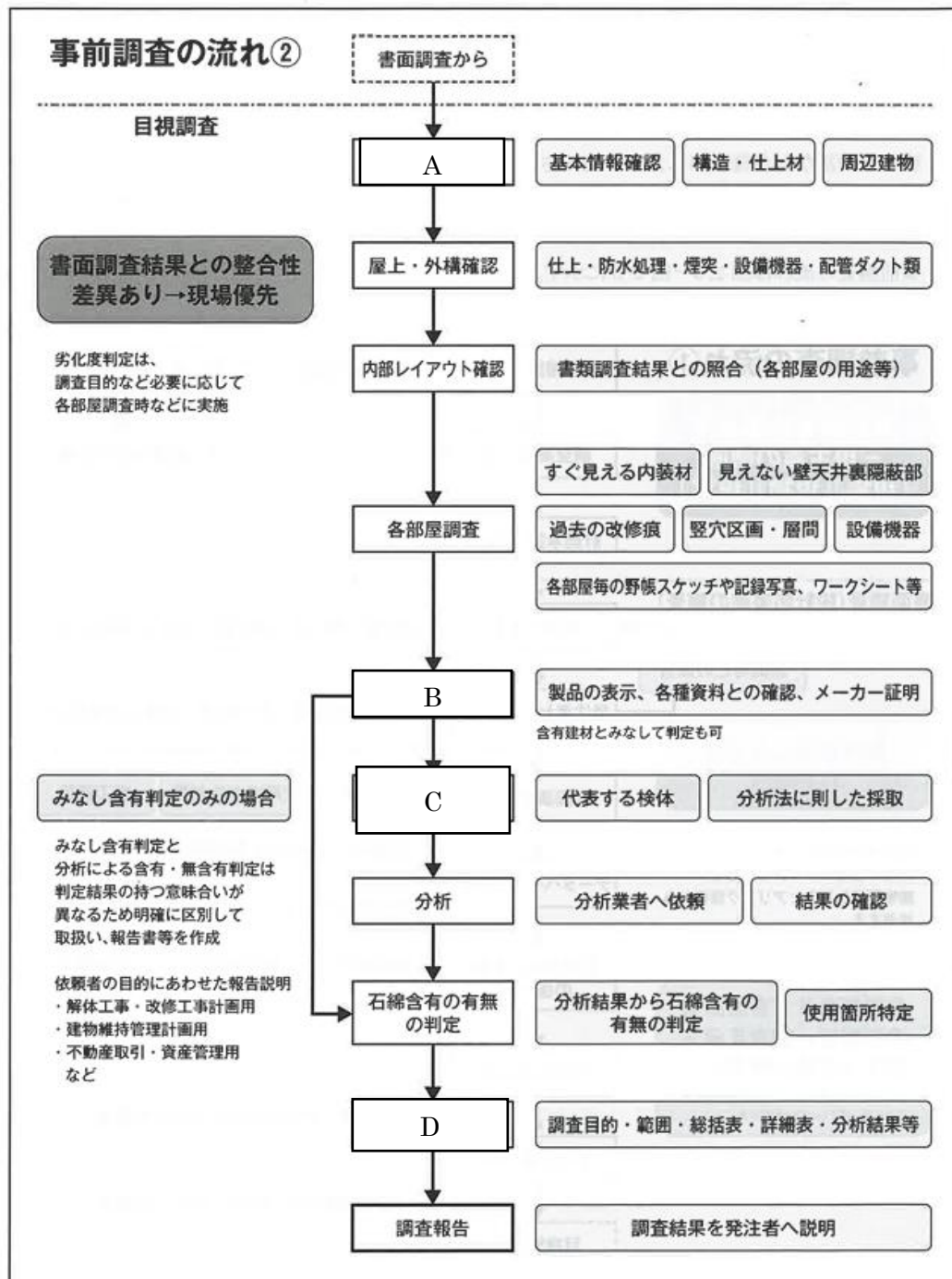
出典:厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月

- ア) 発注者ヒアリング  
イ) 石綿含有の有無の仮判定  
ウ) 計画承認・契約  
エ) データベース等照合

- |   |   |   |    |    |
|---|---|---|----|----|
| ① | A | B | C  | D  |
| ② | ア | イ | ウ  | エ  |
| ③ | イ | エ | アイ | ウ  |
| ④ | ウ | ア | エ  | アイ |

問 10. 下記に目視調査の流れを示す。A～D に該当する項目を①～④の中から選べ。



出典:厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月

- ア) 報告書作成  
イ) 現物確認  
ウ) 分析用試料採取  
エ) 外観観察

- |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| ① | A | B | C | D |
| ② | ア | ウ | イ | エ |
| ③ | ウ | ア | エ | イ |
| ④ | イ | エ | ウ | ア |

### 科目 III 石綿含有建材の建築図面調査

問 1 1. 「建築一般」に関する次の記述の内、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 建築基準法第2条5号「主要構造部」は、建築物の防火上の観点から定められている。
- (2) 主要構造部とは、壁、柱、床、梁、屋根、または階段をいう。
- (3) 構造上重要でないひさは主要構造部である。
- (4) 構造上重要でない局部的な小階段、屋外階段は主要構造物でない。

問 1 2. 「建築一般」に関する次の記述の内、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 耐火材料は、国土交通省告示に定める仕様を用いる場合と、国土交通大臣の認定を受けた仕様を用いる場合がある。
- (2) 準不燃材料の要求性能（加熱時間）は、15 分間である。
- (3) 調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室などの壁・天井を準不燃材料とすることが義務付けられている。主要構造部を耐火構造とした場合は除く。
- (4) 劇場・映画館、病院、百貨店等の居室などの内装制限は、床面からの高さが1.2 m以下 の部分は除く。

問 1 3. 「建築基準法・特殊建築物」に関する次の記述の内、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 患者収容施設のある3階建ての診療所は、特殊建築物である。
- (2) 戸建住宅や事務所は特殊建築物でない。
- (3) 料理店は、特殊建築物でない。
- (4) 物品販売店舗（床面積10 m<sup>2</sup> 以下）は、特殊建築物でない。

問 1 4. 「建築一般・防火区画」に関する次の記述の内、適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 階段やエレベーターのシャフトのように縦方向に抜けた部分は、煙突効果によって有害な煙や火災の熱を容易に上階に伝えてしまう。法令により、3層以上の堅穴には、堅穴区画が必要となる。1968年以前の建築物では、堅穴区画が無い場合がある。
- (2) レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合、床スラブに大きな開口を施して設置されるため、防火区画(俗称:水平区画)を担保するため、グリーストラップ下端に耐火被覆が必要となる。
- (3) 防火区画に接する外壁は、区画相互間の延焼を防ぐため、接する部分を含み 50cm 以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。
- (4) 電気設備のケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、けい酸カルシウム板第1種を使用することが多い。すき間を埋めるパテ材にも石綿を使用している場合がある。

問 1 5. 「石綿含有建材・吹付け石綿」に関する次の記述の内、適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 1973年、特定化学物質障害予防規則（特化則）の改正で5重量パーセントをこえる吹付け石綿作業は原則禁止された。
- (2) 石綿含有吹付けバーミキュライトの有機系吹付け工法とは、セメント・プラスターなどと混合し水練りしてから吹き付ける工法である。
- (3) 湿式吹付け工事では、1987年過ぎまで石綿を添加していたことが確認されている。
- (4) 1954年以前も石綿含有材が使用されている可能性がある。

問 1 6. 「石綿含有建材」に関する次の記述の内、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 石綿含有吹付けパーライトの吸音特性は、合成樹脂エマルジョンを結合材に用いた石綿含有吹付けバーミキュライトと似ている。
- (2) 石綿を含有している耐火被覆材には、耐火被覆板とけい酸カルシウム板第2種の2種類がある。
- (3) けい酸カルシウム板には第1種と第2種があり、第1種は、厚さは6・8・12mm などがある。
- (4) けい酸カルシウム板第2種は、データベースでは、1995年まで製造された。

問 1 7. 「石綿含有建材」に関する次の記述の内、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) レベル3の石綿含有建材は一戸建て住宅等などにも幅広く使われている。
- (2) 調査対象建築物の施工時期がわかればレベル3の石綿含有建材はある程度推定することができる。
- (3) レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2よりも圧倒的に多い。
- (4) 建築物の石綿含有建材調査は、着工時期とそれぞれの材料の製造時期を把握し、比較することが大切である。

問 1 8. 「石綿含有建材」に関する次の記述の内、適切なものを一つ選びなさい。

- (1) レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有壁紙の製造時期は、1952年から2004年である。
- (2) レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有けい酸カルシウム板第1種の製造時期は、1952年から2004年である。
- (3) レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有ロックウール吸音天井板の製造時期は、1952年から2004年である。
- (4) レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有スレートボード・フレキシブル板の製造時期は、1952年から2004年である。

問 1 9. 「石綿含有ロックウール吸音天井板」に関する次の記述の内、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) JIS A 6301吸音材料、JIS A 6307ロックウール化粧吸音板に規格される。
- (2) 直貼り工法は、金属製の専用野縁（スリットバー）にロックウール吸音天井板を接着し、釘と併用で貼り上げるが、昭和50年代以降採用されていない。
- (3) システム工法は、鋼製下地材を組み、Hバーを用いて Mバー上にシステム天井板を載せる方法等である。
- (4) 捨貼り工法は、せっこうボードを下地材としてタッピングねじ留めし、その上にロックウール化粧吸音板をステーブルと接着剤を併用し貼り上げる。

問 2 0. 「石綿含有せっこうボード」に関する次の記述の内、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) JIS A 6901に規格されるせっこうボード製品である。
- (2) 防火材料認定番号と製造時期から石綿含有の判断ができる。
- (3) 昭和45年から61年に製造された製品の一部（製造された約5%）に石綿が含有される。
- (4) 設計図書等に9.5mm、12.5mmの記載があれば、石綿無含有である。

問 2 1. 「書面調査の実施要領」に関する次の記述の内、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 石綿調査の、第一段階は設計図書等の書面調査から始まる。
- (2) 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手し、所有者へのヒアリングなども行う。
- (3) 調査者は、建築一般、建築設備、石綿含有建材の知識を習得しておくことが重要である。
- (4) 設計図書や竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているが必ずしも建築物の現状を現していない。

問 2 2. 「図面の種類と読み方」に関する 次の記述の内、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 設計図の仕上げ材料などは、商品名または同等品と記載あれば、商品名だけが使われていると断定できない。
- (2) 電気・衛生設備図面からは、空調ダクトフランジの石綿含有ガスケット、排水の石綿セメント管、防火区画貫通部処理などの情報が得られる。
- (3) 矩計図では床の高さ、軒高、天井高、軒の出寸法や北側斜線制限などが記載されている。
- (4) 建築確認図などの設計図書を、建築物所有者から借用させてもらう場合は、借用書を作成し返却時にも借用書にて確認する。

問 2 3. 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する次の記述の内、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的に原料として工場で混入していたという情報である。
- (2) データベース検索は、一部あいまい検索も可能である。
- (3) 検索した建材(商品)がデータベースにないことを以て、石綿無しの証明にはならない。
- (4) データベースは、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間、主要納入先、石綿の種類・含有率等の情報が検索できる。

問 2 4. 「書面調査結果の整理」に関する次の記述の内、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 書面調査結果の整理は、①石綿含有建材等の建材をリストアップし、②動線計画を立てる、という2点を主な作業として行っていく。
- (2) 網羅的調査とは、解体や改修を行う部位の全ての建材について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。
- (3) 調査者が、使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、目視調査や報告書作成にあたり、指定された様式を用いる。
- (4) 見落としを防ぐためには、各室・各部位ごとに記録を行うワークシートを使用することも有効である。

## 科目 IV 目視調査の実際と留意点

問 2 5. 「目視調査の流れ」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 改修や解体工事の事前調査では、解体・改修等を行うすべての建材が対象である。内装や下地等の内側、直接確認できない部分も調査が必要。
- (2) 建築物の目視調査の結果、採取した試料の分析方法は、調査者は発注者とよく協議する。
- (3) 大防法に係る調査結果は発注者に書面で報告することが望ましい。建築物所有者には郵送でなく、直接、現状報告が望ましい。
- (4) 目視調査では、建築物の発注者、管理者、維持保全業者（メンテナンス会社や元施工会社等）などの関係者から、ヒアリングする。

問 2 6. 「事前準備」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 調査時の服装のポイントは、調査作業中を第三者に伝えること、石綿粉じんからのばく露防止対策である。
- (2) 調査対象の現場が高所の時には、脚立などの足場を用いる。
- (3) 靴はプロテクティブスニーカーの安全作業靴使用, 高所作業においては墜落制止用器具着用が望ましい。
- (4) 調査に必要な試料採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）は、メモ書きが可能で、サイズは2～3種類用意する。

問 2 7. 「目視調査の実施要領で、目視調査に臨む姿勢、建築物外観の観察」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 目視調査は、調査者が現地に到着し建築物を確認した時点から始まり、まず建築物の外観をじっくり観察する。
- (2) 同一パターンの部屋が続く場合、同一仕上げ材と確認できれば基準となる部屋での試料を採取する。
- (3) 多人数の調査は意見が分かれやすく、他者の意見に惑わされやすいため、小人数で図面を見ながら、時間をかけての現地確認が最善である。
- (4) 狭隘部での調査後は、作業衣の背中などに繊維が付着していないことなどを点検し、調査終了時には使用した用品の洗浄や試料の確認、調査者自身の洗顔・うがいなどを励行する。

問28. 「目視調査の実施要領で、関係者へのヒアリング、現地調査時の留意点」について、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 石綿含有建材の調査にあたっては、建築の基礎知識として、建築物の一般的な構造や建築基準法などの法制度に関する最低限の知識などの習得が必要である。
- (2) 目視調査とは、単に外観を見ることだけではなく、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠についての調査を行うことである。
- (3) 目視調査における最大の留意点は調査ミスをしないことであり、最大の要因は石綿有無の判定間違いである。
- (4) 調査者と調査者を雇用する事業者は、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則など最新の関係法令を遵守しなければならない。

問29. 「石綿含有建材と間違えやすい建材例」について、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) マキベエは、石綿含有建材でない。
- (2) セラタイカ2号は、石綿含有建材である。
- (3) ニューカポスタックは、石綿含有建材である。
- (4) ダンセラボンは、石綿含有建材でない。

問30. 「石綿含有の判断の要領・成形板の裏面調査」について、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 石綿含有せっこうボードにおいて、NMやQMといった新番号の表記は、平成14年5月以降の製品なので、石綿無含有と判断できる。
- (2) 建築物等に対する調査（石綿則第3条第1項）を行った結果が不明である場合、石綿則に則り、石綿含有「みなし」か、分析まで行うかは事業者が選択する。
- (3) せっこうボードの大半（ほぼ9割）は、裏面に表示がある。
- (4) 環境負荷や対策コストと、分析に要するコストや工期への影響とを比較考量し、分析するかどうか実務上判断が必要。

問 3 1. 「目視調査の実施要領で、取り外し調査、改修工事・増築工事の調査」について、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 改修・解体の事前調査では、必要であれば取外し調査を行う。
- (2) 調査中、部分的に解体しなければ調査できない場所が見つかった場合、調査できなかった部分は、目視調査票などに書き入れ、調査報告書にも必ず記載する。
- (3) 工場や車庫などの壁材や天井材に使われているスレート波板は、現在も石綿無含有が製造されているので、改修されている部分はあるが、石綿無含有と判断した。
- (4) 改修・解体の事前調査において、二重仕上げの箇所や隠ぺい部に使用されている箇所は、取外し調査で試料を採取する。

問 3 2. 「試料採取」に関する記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 試料採取にあたって、人数分の保護具、HEPA フィルタ付き真空掃除機、養生シート等を準備する。
- (2) 試料を採取した部位からの飛散防止ため、採取部位に粉じん飛散防止剤を噴霧する。なお粉じん飛散防止剤に関しては建築基準法第27条により認定されたものを使用することが望ましい。
- (3) 書面調査及び目視調査等で、石綿含有の有無が明らかにならなかったものについては分析を行う。
- (4) 複数の場所で採取する場合、採取場所ごとに採取用具、手袋は洗浄し、他の場所の試料が混入しないように十分注意する。

問 3 3. 「石綿を含む可能性のある建材の試料採取での注意事項」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 石綿含有率の低い吹付け材の場合、試料採取位置によっては、石綿無しとなる場合がある。
- (2) 吹付け材は、色違い部分は別の建材、複数回吹付けがなされた場合は同建材と判断しサンプルを採取する。
- (3) 建築用仕上塗材については、日本建築仕上材工業会が公表している「アスベスト含有仕上塗材・下地調整塗材に関するアンケート調査結果」をもとに、ヒアリング結果や調査結果も併せて石綿の有無が確認できれば分析不要。
- (4) バーミキュライト主体の吹付け材に関しては、10cm角程度の試料を採取する。

問 3 4. 「分析調査を行う者の要件」に関する記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 令和2年厚生労働省告示第277号、告示施行前に開始された分析調査者講習に相当する講習を受講した者。
- (2) (一社) 日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される合格者。
- (3) (公社) 日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定される A、B ランク若しくは C ランクの認定分析技術者。
- (4) (一社) 日本環境測定分析協会が実施した「建材中のアスベスト定性分析技能講習(技術者対象)」を受講した者。

問 3 5. 「目視調査の記録方法」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 基安化0420第1号では、報告書において石綿を含有すると判断した建材、石綿を含有しないと判断した建材、それぞれその判断根拠を示すことが求められている。
- (2) 調査写真への必要事項の写し込み要望で、黒板やホワイトボードなども用意する。対象物は広角撮影と近接撮影(アップ)をしておきたい。
- (3) カメラの画素数は、国土交通省電子納品に関する要領・基準におけるデジタル写真管理情報基準に準じる。
- (4) 写真構図(フレーミング)は、全写真ともできるだけ横の構図とする。

問 3 6. 「吹付け石綿の劣化度判定」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 折板屋根に吹付け石綿が施工されている「やや劣化」と判定した。
- (2) 吹き放し工法であるが状態はよい「やや劣化」と判定した。
- (3) 人為的な多数の損傷が2 面(2 スパン)以上にわたってあるが全体の状態はよい「やや劣化」と判定した。
- (4) 表面が安定しているが湿式吹付けロックウールである「やや劣化」と判定した。

問 3 7. 「建材の石綿分析」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) X線回折法でアスベストの回折ピークなし、位相差・分散顕微鏡法での繊維状粒子が3,000粒子中3本確認されたので、アスベスト含有無しと判定した。
- (2) X線回折法でアスベストの回折ピークあり、位相差・分散顕微鏡法でアスベストの繊維状粒子が3,000粒子中3繊維状粒子確認された。再度、位相差・分散顕微鏡法で分析し、繊維状粒子は3,000粒子中4繊維状粒子確認されたので、アスベスト含有と判定した。
- (3) X線回折法でアスベストの回折ピークなし、位相差・分散顕微鏡法でもアスベストの繊維状粒子が確認されなかったため、アスベスト含有無しと判定した。
- (4) X線回折法で塩化カリウム未処理のバーミキュライト吹付け材、アスベストの回折ピークなし、アスベスト含有無しと判定した。

問 3 8. 「建材の石綿分析でアスベスト分析マニュアル」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 定性分析によって、明らかにアスベスト含有率が高いと判定した場合、前処理作業を実施せず、一次分析試料を直接定量分析ができる。
- (2) JIS A 1481-2において、X線回折分析法による定性分析結果及び分散染色分析法による定性分析結果から、判定基準に基づいてアスベスト含有の有無を判定する。
- (3) JIS A-1481-1あるいは JIS A 1481- 2でアスベストの存在が疑われるが最終確認が難しい建材資料について、電子顕微鏡法でアスベストが確認された場合はアスベスト含有、確認されなければアスベスト含有無しと判定できる。
- (4) JIS A 1481-1では、繊維状粒子が存在する場合、偏光顕微鏡を使用してアスベスト繊維か否かの判定し、JIS A 1481- 2では、X線回折分析の定性分析により石綿繊維数割合を判定するが、アスベストの含有の有無の判定基準は同じである。

## 科目 V 調査報告書の作成

問 39. 「目視調査個票の記入」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 写真撮影は、調査者自身がカメラマンになるが、調査補助員がいた場合には、同一現場、同時刻に撮影し構図を合わせる。
- (2) 外壁構造は、原則、全壁面を調査対象とするが、正面側の化粧仕上げ、カーテンウォール、プレキャストコンクリート、軽量気泡コンクリート、押出成形セメント板等種別に注視する。
- (3) 目視調査個別票は1部屋1ページとし記載する。小規模の建築物などではフロアごと、住戸などの場合は住戸ごとでの作成も可とする。
- (4) 維持管理調査の場合は、劣化度判定は必須の記入項目である。

問 40. 「事前調査結果の労働基準監督署長への報告」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 建築物の改修工事で、当該工事の請負代金の額が100万円以上であるものは事前調査結果を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- (2) 建築物の改修工事で、当該工事の床面積の合計が80㎡以上であるものは事前調査結果を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- (3) 報告にあたり、電子情報処理組織を使用した事前調査結果の報告は、様式第1号による報告書の提出をもって代えることができる。
- (4) 工作物の解体工事又は改修工事で、当該工事の請負代金の額が100万円以上であるものは、事前調査結果を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

問 4 1. 調査報告書の要件①、②、③で（ ）内に入る語句を（1）から（4）の中から正しいものを選び、

①石綿含有建材の有無と（ ）を明確にする（解体・改修工事の作業者へ石綿含有建材の（ ）を的確に伝える）。

②石綿を含有しないと判断した建材は、その（ ）を示す。

③調査の（ ）を明確にする（同一材料範囲の特定など、重要な判断を行った者を記載する）。

|     | ①    | ②    | ③    |
|-----|------|------|------|
| (1) | 判断根拠 | 使用箇所 | 責任分担 |
| (2) | 使用箇所 | 判断根拠 | 責任分担 |
| (3) | 責任分担 | 使用箇所 | 判断根拠 |
| (4) | 判断根拠 | 責任分担 | 使用箇所 |

問 4 2. 現地調査総括票で①～⑭の中で誤っているものを（１）～（４）の中から一つ選べ。

| 現地調査総括票                           |            | 自治体名                          | 作成部署                  | 連絡先   | 担当者名 |
|-----------------------------------|------------|-------------------------------|-----------------------|-------|------|
| <input type="checkbox"/> は所有者記入欄所 |            | 該当する選択肢を○で囲む、不明の箇所は「不明」と記入のこと |                       |       |      |
| ■ 建築物の概要                          |            | 作成日                           |                       | 最終回収日 |      |
| (1)建築物名称                          |            | (8)確認済証交付日・番号                 | 昭和 年 月 日付 第 号         |       |      |
| (2)棟名称                            |            | (9)検査済証交付日・番号                 | 昭和 年 月 日付 第 号         |       |      |
| (3)建築物所在地                         |            | (10)増改築の履歴                    | 増改築なし・増改築あり(昭和 年 月)   |       |      |
| (4)建築物用途                          |            | (11)建築物構造                     | RC造・S造・SRC造           |       |      |
| (5)建築物所有者                         |            |                               | F、PH F、B F 耐火・準耐火・その他 |       |      |
| (6)所有者住所                          |            | (12)敷地面積                      |                       |       |      |
| (7)連絡先(TEL)                       | 氏名         | (13)延べ床面積                     |                       |       |      |
| 調査者記入欄                            | 所有者へのヒアリング | 有(平成 年 月 日) 無                 | 備考(特記事項等)             |       |      |

- ① 建築物名称：建築物の調査時点での名称を記入。
- ② 棟名称、番号：棟名称又は棟番号がある場合は記入。
- ③ 建築物所在地：住居表示を記入。
- ④ 建築物用途：学校、店舗併用住宅、工場、商業ビルなどを記入。
- ⑤ 建築物所有者：調査時点の所有者名（法人・個人）を記入。
- ⑥ 所有者住所：住居表示を記入。
- ⑦ 連絡先（TEL）：電話番号（携帯電話は不可）、氏名を記入。
- ⑧ 確認済証交付日・番号：可能な限り年月日まで記入。
- ⑨ 検査済証交付日・番号：可能な限り年月日まで記入。未記入でも良い。
- ⑩ 増改築の有無：増改築年は可能な限り年月日まで記入。
- ⑪ 建築物構造：鉄骨造はS造、鉄骨鉄筋コンクリート造はSRC造など略称でよい。  
階数を記入（地下1階はB1F、塔屋2階はPH2F）。
- ⑫ 敷地面積：小数点以下は四捨五入。
- ⑬ 延べ床面積：小数点以下は切り捨て。
- ⑭ 調査者記入欄備考：特記事項を記載。  
例えば、「(10)について「増改築なし」になっていたが、ヒアリングや調査の結果、増改築があったことが判明した。」

- (1) ①、⑤、⑩
- (2) ⑦、⑨、⑫
- (3) ④、⑩、⑬
- (4) ①、②、⑤

問 4 3. 現地調査総括票で、①～⑥の中から誤っているものを（１）～（４）の中から一つ選べ。

■ 今回調査箇所

| 棟・階       | 部屋名                   | 部位      | 材料名  | レベル  | 調査手法  | 劣化度  | 分析結果      | 参照頁  | 備考      |
|-----------|-----------------------|---------|------|------|-------|------|-----------|------|---------|
| 例)〇棟〇F    | EV機械室、事務室・・・          | (注1)    | (注2) | (注3) | 目視・採取 | (注4) | 有無、種別、含有量 | 個票頁数 | 現場の特異性等 |
|           |                       |         |      |      | 目視・採取 |      |           |      |         |
|           |                       |         |      |      | 目視・採取 |      |           |      |         |
|           |                       |         |      |      | 目視・採取 |      |           |      |         |
|           |                       |         |      |      | 目視・採取 |      |           |      |         |
|           |                       |         |      |      | 目視・採取 |      |           |      |         |
|           |                       |         |      |      | 目視・採取 |      |           |      |         |
|           |                       |         |      |      | 目視・採取 |      |           |      |         |
|           |                       |         |      |      | 目視・採取 |      |           |      |         |
|           |                       |         |      |      | 目視・採取 |      |           |      |         |
|           |                       |         |      |      | 目視・採取 |      |           |      |         |
|           |                       |         |      |      | 目視・採取 |      |           |      |         |
|           |                       |         |      |      | 目視・採取 |      |           |      |         |
|           |                       |         |      |      | 目視・採取 |      |           |      |         |
| 棟・階層      | 縦穴区画・煙突               | 部位      | 材料名  | レベル  | 調査手法  | 劣化度  | 分析結果      | 参照頁  | 備考      |
| 例)〇棟〇F-〇F | 例)PS、階段、EVシャフト、・・・( ) | 梁、柱、・・・ | (注2) | (注3) | 目視・採取 | (注4) | 有無、種別、含有量 | 個票頁数 | 現場の特異性等 |
|           |                       |         |      |      | 目視・採取 |      |           |      |         |
|           |                       |         |      |      | 目視・採取 |      |           |      |         |
|           |                       |         |      |      | 目視・採取 |      |           |      |         |
|           |                       |         |      |      | 目視・採取 |      |           |      |         |

(注1) ※本「記入例」は便宜的に部位欄の「天井」表記は天井仕上材および天井裏の見上げ上階の床下も兼ねている。  
(注2) 別添の「建材一覧表」から選定する。 ※本「記入例」は便宜的に仕上がり材料名を記している。  
(注3) 想定されるレベルを必ず記載。レベルの定義は建設業労働災害防止協会編「石綿技術指針対応版 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」  
(平成24年12月22日)に掲載されている分類による。石綿含有建材ではない場合「-」と必ず記入する。  
(注4) 「3.6.3石綿の劣化に関する記録」を参照し判定する。 ※尚、本票は調査箇所数の増加などの場合、必要に応じて行数、頁数を挿入すること。

- (記入に当たっての注意事項)
- ①棟・階：多くの建築物は独立した1棟であるが、複数棟ある場合（〇〇棟）には別紙に棟別に整理し追加してもよい。
    - ◆階は必ず記載。
  - ②部屋名：
    - ◆必要に応じて記載。
  - ③材料名：
    - ◆建材一覧表を参照に、材料の形態を統一された一般名称を記載。
  - ④レベル：
    - ◆必要に応じて記載。
  - ⑤調査手法：
    - ◆採取した場合は「採取」に○。
    - ◆目視で石綿含有可能性材を発見したが、既に採取した箇所と同じ石綿含有品のため、検体採取をしなかった場合や、調査対象となる吹付け石綿や保温材などが無かった場合「目視」の項目に○。
    - ◆原則は“疑わしい物は試料採取”する（レベル1，2は原則採取する）。
  - ⑥劣化度：
    - ◆「吹付け石綿の劣化度判定」を参照し判断。

- (1) ①、⑤
- (2) ③、⑥
- (3) ②、④
- (4) ⑤、⑥